

公安委員会会議録

開催日時	令和8年1月28日(水)	自 午後 1時00分 至 午後 2時44分
開催場所	山口県警察本部公安委員会室、同公安委員室	
出席者	公安委員	野村委員長 弘永委員 今村委員

第1 審議概要

本部長、警務部長、生活安全部長、地域部長、刑事部長、交通部長、警備部長、情報通信部長及び首席監察官同席の上、下記の報告を受けた。

1 令和7年中の110番受理状況等

地域部長から、

いわゆる110番通報は、事件や事故等に遭遇された方が警察による対応を求めるために使用する緊急通報電話であり、昭和29年から全国統一の電話番号として運用している。110番通報は、スマートフォンや固定電話等が使用できる環境にあれば、いつでも、どこからでも通報が可能であり、基本的に山口県内からの110番通報は全て山口県警察本部の通信指令室が受理している。

さらに、現在は多様な通報者への対応として、聴覚障がいがある方は110番アプリシステムの利用が可能であり、日本語による通話ができない方からの外国語での通報は、山口県が運営するやまぐちコールセンターと警察官の三者通話を行うなどの対応を行っている。令和7年中における聴覚障がいがある方からの通報は1件であり、外国語での通報は32件であった。

(1) 110番通報の受理状況

ア 受理の概況

令和7年中の110番通報の受理件数は、合計で11万2,870件と前年対比2,485件の減少であった。

内訳として、事件や事故等の警察に対応を求める有効110番は約77パーセントで、間違い電話等の非有効110番は約23パーセントであった。

イ 有効110番件数の推移(過去5年)

令和3年以降増加傾向であったが、令和7年中は前年と同程度であった。

同規模県と概ね同規模の件数であり、いわゆるコロナ禍前の5年間と同程度の取扱件数であった。

ウ 有効110番の事案別受理状況

受理の事案別では、交通事故等の交通関係が約32パーセントと最も多く、他に主なものは、不審者情報や犯人の目撃情報などの各種情報が約23パーセント、相談苦情を含む要望等が約15パーセント、運転免許の更新や落とし物の問い合わせなど各種照会が約8パーセントとなっている。

要望や照会など緊急の対応を必要としない通報の場合は、警察相談専用電話

である#9110を利用するか、最寄りの警察署に問い合わせるように教示している。

エ 110番映像通報システムの活用促進

当該システムは、通報者の協力が得られた場合に、通報者がスマートフォン等を用いて撮影した映像や画像を通信指令室に送信できる機能があり、視覚的な情報によりの確な対応を支援することができる。

(2) 広報活動

ア 1月10日に実施した110番の日に併せた広報

大型商業施設での広報イベントや、一日警察署長委嘱等のイベントを全警察署で実施し、110番通報の適切な利用を呼びかけている。

イ 通信指令室の見学受入れ

年間を通じて通信指令室への見学を受け入れており、令和7年中は学校や企業等81件、3,444名を受入れ、適切な110番の利用を呼びかけている

(3) 今後の対応

通信指令室員の技能を向上させ、現場警察官との連携強化を図り、110番通報に対する迅速的確な対応を促進するとともに、110番の適切な利用に向けた広報を継続して実施していく。

旨の説明があった。

今村委員から、「110番映像通報システムの運用状況はどの様になっているか。良い仕組みだと思うが、急を要する通報の際、操作に時間がかかる可能性があり協力を得にくい場合もあると思う。通報者が高齢の場合などでもシステムを有効に活用できるよう、相手に応じた教示をお願いします。さらに、勤務員の勤務環境について、通信指令室での勤務はストレスがかかることが多いと思うので配慮してほしい。ところで、通報者が110番通報と119番通報で迷う場合はどう対応するのか。」旨の発言があり、地域部長から、「110番映像通報システムについて、令和4年から運用しており、取扱件数は概ね横ばいである。110番通報と119番通報で迷う場合について、警察と消防の間で情報を共有し対応することもある。」旨の説明があった。

弘永委員から、「110番通報や119番通報は、緊急ではないものも含め有効な通報ばかりではないと思う。いずれにしてもストレスのかかる業務だと思うが、通信指令の技能を向上させながら適正に対応して行ってほしい。ところで、外国語での通報について、コールセンターの利用はどの様に行っているのか。」旨の発言があり、地域部長から、「警察側が操作を行い、コールセンター職員と警察官、通報者の3者で通話を行い、英語を始め複数の言語に対応できるようになっている。」旨の説明があった。

野村委員長から、「適正利用について、110番通報では緊急性の高い通報を早急に受理し対応する必要があるので、緊急の案件以外で警察に相談したい内容等であれば#9110に架電するよう周知が進むとよい。ところで、110番通報の非有効とはどのようなものか。」旨の発言があり、地域部長から、「いたずらや間違い電話、通報試験などそもそも警察の対応を求めるものでない通報である。」旨の説明があった。

2 山口県の犯罪情勢（令和7年中）

刑事部長から、

令和7年中における山口県内の犯罪情勢について説明する。

(1) 全刑法犯

全刑法犯の認知件数は4,923件と前年対比153件の増加であった。コロナ禍以降3年連続で増加しており、窃盗犯を除く凶悪犯、粗暴犯、知能犯、風俗犯等

の認知件数は増加している。

凶悪犯は前年対比13件の増加であり、不同意性交等が大きく増加した。

粗暴犯は、前年対比39件の増加であり、主に傷害罪が増加している。

全刑法犯の6割強を占める窃盗犯全体は減少しており、主に自転車盗は前年対比122件の減少であった。

知能犯は前年対比36件の増加、風俗犯は前年対比50件の増加であった。

検挙率は全国平均を上回っており、前年比3.6ポイントの上昇であった。

(2) 重要犯罪

認知件数は91件で、前年対比34件の増加であった。主な理由としては、不同意性交等及び不同意わいせつの増加が顕著であった。

検挙状況について、令和7年中に認知した重要犯罪は全て解決する予定である。

(3) うそ電話詐欺（特殊詐欺）

認知件数・被害額ともに増加した。認知件数は162件で前年対比51件の増加で、被害額は6億円を超えており、前年対比2億円以上の増加となっている。増加の主な原因として警察官をかたる詐欺が増加しており、うそ電話詐欺は、65歳以上の被害が高水準であるほか、幅広い世代に被害が及んでいる。

(4) SNS型投資・ロマンス詐欺

認知件数・被害額ともに高水準で推移しており、認知件数は108件で、前年対比6件の増加、被害額は10億円を超えている。

被害者の半数以上は30歳代から50歳代であるほか、被害額が高額となる傾向があり、1,000万円以上の被害は29件であった。

(5) 暴力団犯罪

検挙人員は32人で、前年対比1人の増加であった。

(6) 薬物犯罪

覚醒剤事犯が28件で、前年対比17件の減少であった。大麻事犯は32件で、前年対比8件の増加であった。

覚醒剤事犯は30歳以上の者が多く再犯率が高く、大麻事犯は薬物のゲートウェイ犯罪となっており、30歳未満の者が多い。

旨の説明があった。

今村委員から、「自転車盗の減少について、その要因は何か。高校生など若年層が犯罪に手を染めないよう抑止活動は重要である。薬物犯罪について、専門性が高く判別しにくい薬物による犯罪も多くなるのではないかと。ところで、警察は主に検挙が役目であると思うが、薬物犯罪からの立ち直りについてはどのような情勢か。別の部局が対応するのかもしれないが、薬物犯罪の逮捕者に立ち直りに繋がる情報提供ができるとうまい。」旨の発言があり、刑事部長から、「自転車盗の減少について、検挙率の向上に加え、生活安全部と地域部の防犯活動や街頭活動による施錠率の向上等が一因ではないかと考えている。薬物犯罪からの立ち直りについて、警察では検挙と水際対策に注力し、刑務所等で再犯防止に努めているのではないかと認識している。」旨の説明があった。

弘永委員から、「企業の経済活動や社会生活はコロナ禍以前に戻ってきているが、多くの県民の暮らしは物価高等により苦しい部分がある。そのような世相も犯罪の増加に影響しているのではないかと。うそ電話詐欺について、山口県内でも総被害額が6億円を超えるなど、大変だと思うが引き続き対応をよろしく願います。検挙率等は優秀な結果であり、今後も高水準を維持してほしい。」旨の発言があった。

野村委員長から、「詐欺による被害は被害額も相当多い。全国的な問題だと思うので警察庁等と連携し、対応をよろしく願います。ところで、不同意性交等が増えている

要因は何か。」旨の発言があり、刑事部長から、「令和5年の刑法の一部改正に伴い、被害者からの申告等を積極的に受理していることが反映されているのではないか。」旨の説明があった。

第2 決裁・報告

課長等から下記のとおり説明を受け、決裁を行うなどした。

1 決裁概要

(1) 運転免許の行政処分

運転管理官から、本日の出席者1名の処分理由に係る事案概要、意見の聴取における供述内容について説明を受けた後、審議のう え量定どおり処分を決定し、そのほか意見の聴取等欠席者21名の処分を決定し、3名を再呼び出しとした。

(2) 留置施設視察委員会との意見交換会の開催

公安委員会会務官から、2月5日に開催する留置施設視察委員会と公安委員会との意見交換会の概要について、説明を受けた。

(3) 公安委員会宛て文書への対応状況

公安委員会会務官及び交通指導課長から、公安委員会宛て文書への対応状況について、それぞれ報告を受けた。

(4) 山口県迷惑行為防止条例の一部改正

生活安全企画課長から、6月1日施行予定である山口県迷惑行為防止条例の一部改正について説明を受け、決裁した。

(5) 審査請求に係る公文書の提示依頼（2件）

警察県民課長から、令和6年11月7日付けで警察本部長が行った処分に対する審査請求について、山口県情報公開・個人情報保護審査会から公安委員会に対し2件の公文書の提示依頼があった旨の説明を受け、決裁した。

(6) 美祢線沿線地域公共交通協議会の開催

交通規制課長から、美祢線沿線地域公共交通協議会の開催について説明を受け、決裁した。

(7) 運転免許関係業務委託の一般競争入札における入札参加資格要件

運転免許課長から、運転免許関係業務委託の一般競争入札における入札参加資格要件について説明を受け、決裁した。

2 報告概要

(1) 山口県公安委員会事務の専決状況

運転管理官から、12月中の運転免許課関係の山口県公安委員会事務の専決状況について、生活安全企画課長から、12月中の生活安全企画課関係の山口県公安委員会事務の専決状況について、交通規制課長から、12月中の交通規制課関係の山口県公安委員会事務の専決状況について、それぞれ報告を受けた。

(2) 警務部関係業務説明

警務部長から、人事案件について説明を受けた。

第3 協議

今後の公安委員会における運営について、協議した。